

平成 30 年 3 月 28 日

### 職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

#### 1 処分対象者及び処分内容

所属	補職	年齢	性別	処分内容	処分理由	事案の概要
環境文化部	主事	23	男	懲戒：停職6ヵ月 (3月29日から 9月28日まで)	地方公務員法第29条 第1項第1号及び第 3号	市内で飲酒をした後、酒気帯び運転をし、平成30年3月26日検挙された。
環境文化部	課長	58	男	懲戒：戒告	地方公務員法第29条 第1項第2号	部下の酒気帯び運転について、管理者として適正に部下を管理する義務を怠った。

#### 2 処分年月日

平成 30 年 3 月 28 日